

議案第 1 1 号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

史跡通法寺跡に係る整備計画の策定、保全、管理、整備、活用等に関する調査、審議等を行う羽曳野市史跡通法寺跡整備検討委員会を設置するため、この条例を制定しようとするものであります。

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

執行機関の附属機関に関する条例(昭和 44 年羽曳野市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

羽曳野市史跡古市古墳群整備検討委員会	史跡古市古墳群整備計画についての審議等に関する事項
--------------------	---------------------------

」を

「

羽曳野市史跡古市古墳群整備検討委員会	史跡古市古墳群整備計画についての審議等に関する事項
羽曳野市史跡通法寺跡整備検討委員会	史跡通法寺跡整備計画についての審議等に関する事項

」に

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 36 年羽曳野市条例第 188 号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

羽曳野市史跡古市古墳群整備検討委員会委員	日額	20,000 円	上記に同じ
----------------------	----	----------	-------

」を

「

羽曳野市史跡古市古墳 群整備検討委員会委員	日額	20,000円	上記に同じ
羽曳野市史跡通法寺跡 整備検討委員会委員	学識経験者 日額	20,000円	上記に同じ
	その他の委員 日額	7,000円	

」に

改める。

執行機関の附属機関に関する条例 新旧対照表

新		旧	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
1 省略		1 省略	
2 教育委員会の附属機関		2 教育委員会の附属機関	
附属機関の名称	担任する事務	附属機関の名称	担任する事務
省略		省略	
羽曳野市史跡古市古墳整備検討委員会	史跡古市古墳群整備計画についての審議等に関する事項	羽曳野市史跡古市古墳群整備検討委員会	史跡古市古墳群整備計画についての審議等に関する事項
羽曳野市史跡通法寺跡整備検討委員会	史跡通法寺跡整備計画についての審議等に関する事項		
省略		省略	

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

新		旧	
別表	区分	報酬の額	費用弁償の額
省略			
羽曳野市史跡古市古墳群整備検討委員会委員		日額 20,000 円	上記に同じ
羽曳野市史跡通法寺跡整備検討委員会委員	学識経験者	日額 20,000 円	上記に同じ
	その他の委員	日額 7,000 円	
省略			

別表	区分	報酬の額	費用弁償の額
省略			
羽曳野市史跡古市古墳群整備検討委員会委員		日額 20,000 円	上記に同じ
省略			